

島根県被災住宅応急復旧相談員登録制度要綱第3条第1項第二号に基づく

令和3年度「応急復旧講習会」の開催について

主催 島根県（土木部建築住宅課）

この講習会は「島根県被災住宅応急復旧相談員登録制度要綱」に基づき、島根県知事が応急復旧相談員の登録に必要な講習会として開催するものです。

島根県被災住宅応急復旧相談員は、風水害等による住宅被災者への支援として、被災者からの住宅の応急復旧に関する相談に対応し、円滑な応急復旧に繋げる役割を担います。

なお、各講習会会場において、島根県被災住宅応急復旧相談員登録申請の受付を行います。

■開催日時及び開催会場等 ※各会場とも開催時間30前より受付を開始します。

開催日時		開催会場	定員
令和3年 6月3日（木）	10:00～12:00	隠岐建設会館 （隠岐郡隠岐の島町西町名田ノ四 34-1）	30人
令和3年 6月8日（火）	13:30～15:30	浜田合同庁舎 2階大会議室 （浜田市片庭町 254）	30人
令和3年 6月10日（木）	10:00～12:00	松江合同庁舎 2階講堂 （松江市東津田町 1741-1）	60人
令和3年 6月16日（水）	10:00～12:00	出雲合同庁舎 7階 702 会議室 （出雲市大津町 1139）	60人

■受講料 無料

- 講習内容
- 被災住宅の応急復旧体制及び島根県被災住宅応急復旧相談員登録制度について〔講師：県建築住宅課担当者〕
 - 風水害等による被災住宅の応急復旧について〔講師：（一社）島根県建築士会常務理事 坪倉菜水〕

■申込方法 受講申込書（裏面）に必要事項を記載の上、FAX 又はメールでお申し込みください。

■申込み先 島根県土木部建築住宅課 住宅企画グループ（担当：菅原、田中）
FAX：0852-22-5218 電話：0852-22-5222
E-mail：juutaku-kikaku@pref.shimane.lg.jp

■申込期限 令和3年5月26日（水）

- 各会場とも受講は先着順とさせていただきます。
- 定員に達した場合は、受講申込みの受付を終了いたします。

※定員に達している等により受講の受け入れができない場合は、電話により、その旨をご連絡いたします。

- その他
- 受講修了者には、当日受講修了証を交付しますので、運転免許証等、本人確認ができるものをご持参ください。
 - 受講にあたっては、新型コロナウイルス感染防止対策のため、マスクの着用をお願いします。
 - CPD（継続能力開発）制度認定研修です。（CPD：2単位）

- 登録申請 (1)各講習会場において、相談員登録申請書の受付を行います。
(相談員証の交付は後日です。)
- (2)講習会場において、島根県被災住宅応急復旧相談員登録申請書を提出される場合は、申請書への受講終了証(写)の添付は不要です。
- (3)島根県被災住宅応急復旧相談員登録制度の詳細(要綱、登録申請書式及び申請に必要な添付書類)は県建築住宅課HPに掲載しています。
《HP: <https://www.pref.shimane.lg.jp/kenchikujuutaku/hisaisha-sien/>》

令和3年度 応急復旧講習会受講申込書

受講希望会場	希望の会場に <input checked="" type="checkbox"/> 印をしてください。 <input type="checkbox"/> 隠岐(6/3) <input type="checkbox"/> 浜田(6/8) <input type="checkbox"/> 松江(6/10) <input type="checkbox"/> 出雲(6/16)	
ふりがな		CPD 番号
申込者氏名	
自宅住所	〒 TEL () - -	
所有資格等	該当するものに <input checked="" type="checkbox"/> 印をしてください。(※) <input type="checkbox"/> 一級建築士免許 <input type="checkbox"/> 二級建築士免許 <input type="checkbox"/> 木造建築士免許 <input type="checkbox"/> 一級建築施工管理技士 <input type="checkbox"/> 二級建築施工管理技士 <input type="checkbox"/> 一級電気工事施工管理技士 <input type="checkbox"/> 二級電気工事施工管理技士 <input type="checkbox"/> 一級管工事施工管理技士 <input type="checkbox"/> 二級管工事施工管理技士	
勤務先について	名称: 住所: 〒 TEL () - -	

※相談員登録の要件(島根県被災住宅応急復旧相談員登録制度要綱第3条第1項)
次の各号に該当する者であること。

- 1 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項の規定による建築士又は建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の規定による技術検定(建設業法施行令第34条の規定による検定種目のうち、建築施工管理、電気工事施工管理又は管工事施工管理に限る。)に合格した者であること。
- 2 応急復旧講習会の受講修了者であること。
- 3 応急復旧相談を無報酬で行う意志があること。

宛先: 島根県土木部建築住宅課 住宅企画グループ
FAX 0852-22-5218
Mail juutaku-kikaku@pref.shimane.lg.jp